

紅葉台周辺の開発に係る規制概要

法令等	対象区域	手続き	主な対象行為	主な許可基準等 <参照WEB SITE>
森林法（保安林）	別図1	解除申出	林地以外への転用	公益上の理由（自然公園の公園事業等）、防災施設等の確実な設置（傾斜が25度以上の場合）、利害関係者の同意、必要に応じ代替保安林の指定、施設設置の基準への適合 等 < 保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて P12-17,60-68,74-90 >
森林法（林地開発）	別図2 ※保安林除く	許可申請	1ha超の開発行為	森林率概ね50%(残置森林率概ね40%)、防災施設の設計基準への適合 等 < 林地開発許可制度の手引き（山梨県） 別表2、3 >
自然公園法（特別地域） ※ <u>公園事業の執行を除く</u>	別図3	許可申請	工作物の新設、土地の形状変更、木竹の伐採等（ 法第20条3項各号に掲げる行為 ）	山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと 等 < 法施行規則第11条 > < 富士箱根伊豆国立公園富士山地域公園管理計画書 P23—P29 >
自然公園法（普通地域）	別図3	事前届出	高さ13m以上又は延べ面積1000㎡以上の建築物の新築 等（ 法33条各号に掲げる行為 ）	建築物の建ぺい30%・容積90%・高さ20m以下（富士山景観形成地域）等 < 富士箱根伊豆国立公園富士山地域公園管理計画書 P23—P29 > < 富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針 >
鳴沢村景観条例	自然公園 普通地域	事前届出	高さ13m以上又は延べ面積1000㎡以上の建築物の新築 等（ 条例別表1に掲げる行為 ）	富士山や周辺の山々の眺望を阻害しない配置 等 < 鳴沢村景観計画 P27-46 >
都市計画法 （都市計画区域外）	村内全域	許可申請	1ha以上の開発行為	公共施設管理者等の同意、技術的基準への適合 等 < 開発許可申請等の手引き P36-100 >
山梨県宅地開発の基準に関する条例	村内全域	確認申請	3,000㎡以上 1 ha未満の宅地造成	排水施設、擁壁等が< 条例別表第1(第8条関係)の設計基準及び運用基準に定める技術細目 > に適合すること
鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例	村内全域	同意協議 協定締結	1,000㎡以上の開発行為、高さ10m以上の建築物新築 等（ 条例第4条に掲げる行為 ）	・建築物の建ぺい30%・容積90%・高さ20m以下 ・排水施設、擁壁等が「指導要綱技術基準」に適合すること ・利害関係者の同意 等 < 土地の開発行為について／鳴沢村 >
建築基準法（6条1項4号） 山梨県建築基準法施行条例	自然公園 普通地域	確認申請	建築確認	建ぺい70%・容積400%・高さ20m < 山梨県建築基準法施行条例（別表第1（21条の3～21条6関係） >
宅地造成及び特定盛土等規制法	村内全域	許可申請	1m超の盛土、2m超の切土 等	擁壁等の技術的基準に適合すること < 関係省庁発行リーフレット > ※ 令和7年度適用予定
鳴沢村地下水資源保全条例	村内全域	許可申請	揚水機吐出口の断面積6cm ² 超の井戸の掘削 ※上記以外の井戸の掘削の場合も届出は必要	他の水をもって代えることが困難等、条例7条の許可基準に適合すること < 鳴沢村地下水資源保全条例について／鳴沢村 >
山梨県環境影響評価条例	村内全域	アセス	施行区域面積15ha以上の土地の造成事業 等 ※30ha以上必須、15～30haは要否を知事が判定	< 山梨県の環境影響評価制度の概要 >
富士山景観配慮条例	村内全域	景観 アセス	建築物：高さ20m超又は建築面積10,000㎡超 索道：傾斜巨長600m超又は高低差2,000m超 等	< 山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例 >
世界遺産<富士山>における構成遺産影響評価（HIA）	村内全域	景観 アセス	景観評価専門委員の判断による	
文化財保護法	要確認	試掘調査	包蔵地内等である場合	
農業振興地域の整備に関する法律／農地法	要確認	除外申出 許可申請	農振農用地（青地）の農地を転用する場合／青地を含む全ての農地を転用する場合	